白浜町生殖補助医療先進医療費助成事業

不妊治療のうち保険適用の生殖補助医療と併用して実施された、保険適用外となっている「先進医療」に要した費用の一部について助成します。

対象となる方

不妊に悩むご夫婦のうち、次の要件すべてに該当される方

１．婚姻をしている夫婦であること（事実婚を含む）

２．白浜町に住民登録されている方

３.和歌山県生殖補助医療先進医療費助成金(申請窓口:保健所)の交付決定を受けている方

対象となる費用

保険適用となる生殖補助医療と併用して実施された保険適用外の先進医療に要した費用

※「生殖補助医療」とは、体外受精及び顕微授精による不妊治療のことをいいます。

※すべての治療を保険適用外で行った場合や、保険診療とは別に単独で先進医療を実施した場合は、助成の対象とはなりません。

助成内容

県要綱に定める１回の治療に要した先進医療の費用に１０分の７をかけた金額から、和歌山県生殖補助医療先進医療費助成事業により交付される助成金を差し引いた額（自己負担３割として５万円を上限とする。）を助成します。(ただし千円未満は切り捨てとなります。)

助成を受けることができる対象年齢・助成回数

１．対象年齢　　治療開始日の妻の年齢が43歳未満であること

２．助成回数

初めて助成を受けたときの妻の治療開始年齢	回数の上限
40歳未満	43歳になるまでに　6回まで
40歳以上43歳未満	43歳になるまでに　3回まで

※助成を受けた後、出産した場合や妊娠１２週以降に死産に至った場合、助成回数をリセットできる場合があります。

申請窓口

田辺保健所　（田辺市朝日ヶ丘23－1　電話:0739－26－7952）

※裏面の提出書類を田辺保健所へ提出してください。

※申請は原則、治療を終了した日の属する年度内に申請してください。なお、和歌山県の助成事業助成金の交付決定が３月又は翌年度になされた場合は、当該交付決定の属する月の翌月の末日まで申請できます。

提出書類

下記の提出書類を田辺保健所へ提出してください。

□	生殖補助医療先進医療費助成申請書（様式第１号）	振込先は、申請者名義の口座となります。
□	和歌山県生殖補助医療先進医療費助成事業受診等証明書の写し	
□	和歌山県生殖補助医療先進医療費助成事業助成金交付決定通知書の写し	保健所より発行される書類
□	住民票の写し	ご夫婦の住所が確認できるもの
□	戸籍謄本の写し	ご夫婦の婚姻関係がわかるもの
□	領収書の写し	医療機関が発行する生殖補助医療と併用して実施された先進医療に要した費用に係る領収書
□	振込口座登録依頼書	すでに白浜町役場に振込先の口座登録をされている方は不要です。
□	振込先の通帳の写し	口座番号等の確認のため、通帳の見開きページの写しを添付してください。 ※すでに白浜町役場に振込先の口座登録をされている方は不要です。

助成金の支給

審査の結果、支給要件を満たしている場合は、生殖補助医療先進医療費助成事業助成金交付決定通知書によって申請者に通知し、申請者名義の指定された口座に助成金を振り込みます。

白浜町住民保健課 健康推進室 こども家庭係　℡４３－０１７８